

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第241号、丁規発第105号
令 和 2 年 9 月 3 0 日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通規制課長

「立ち乗り電動スクーター」に係る特例措置について（通達）

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和2年内閣府・国土交通省令第3号。以下「共同命令」という。）及び国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件（令和2年国家公安委員会告示第43号。以下「告示」という。）については、本日、公布・施行された（別添1及び2）。

その趣旨、内容等については下記のとおりであるので、対応に誤りのないようにされたい。

記

1 制定の経緯

本年7月10日、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、事業者より経済産業大臣に対して、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車に該当する「立ち乗り電動スクーター」の普通自転車専用通行帯における通行を可能とするための新たな規制の特例措置の整備の求めがなされた。

法第6条第3項の規定に基づき同大臣から当該特例措置の整備の要請を受けた国家公安委員会及び国土交通大臣は、所要の検討を行い、別添3のとおり、一定の条件を満たす立ち乗り電動スクーターについて、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）の適用に関する規制の特例措置を設けることとしたものである。

2 特例措置の内容

(1) 特例措置の対象となる立ち乗り電動スクーターについて

今回の特例措置の対象となる立ち乗り電動スクーターは、下記アからウまでに該当する原動機付自転車であり、かつ、共同命令に規定する新事業活動計画として法

第9条第1項の認定（法第10条第1項の認定を含む。）を受けたものであって、共同命令第1号及び第2号に該当するもの（以下「認定新事業活動計画」という。）に従って実施される共同命令に規定する新事業活動（以下単に「新事業活動」という。）において貸し渡され、共同命令に規定する区域内の道路を通行しているもの（以下「特定原動機付自転車」という。）である（なお、「共同命令に規定する区域」については、法第9条第6項の規定により認定新事業活動計画の内容を経済産業大臣が公表する際に、別途連絡する。）。

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の重量は、40キログラムを超えないこと。

ウ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 20キロメートル毎時以上の速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

したがって、当該認定新事業活動計画に従って貸し渡されたものでない車両や、当該認定新事業活動計画に従って貸し渡されている車両であっても、共同命令に規定する区域の外を通行するものについては、今回の特例措置の対象とならないことに留意する必要がある。

また、本特例措置は、(2)に記載のとおり、一定の基準を満たす原動機付自転車に普通自転車専用通行帯の通行を認めるものに過ぎず、ヘルメットの着用や二段階右折等の通行方法等、原動機付自転車に適用される道路交通法の規定については、特定原動機付自転車であっても同様に適用される。

(2) 標識標示令の規定の読替え

共同命令により、共同命令に規定する区域において標識標示令が読み替えられ、特定原動機付自転車は、次の特例を受けることとなる。

具体的には、標識標示令別表第1規制標識及び別表第5規制標示の専用通行帯の項において、道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならない車両通行帯を指定し、かつ、他の車両が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定することとされており、当該特定の車両が普通自転車である場合には、ここでいう「他の車両」から、

○ 軽車両

を除くこととされているが、読替えにより、

○ 軽車両及び特定原動機付自転車を除くこととなる。

また、標識標示令別表第1 規制標識の普通自転車専用通行帯の項において、道路交通法第20条第2 項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定し、かつ、

○ 軽車両以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定する

こととされているが、読替えにより、

○ 軽車両及び特定原動機付自転車以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定する

こととなる。

3 交通規制関係

(1) 都道府県公安委員会の意思決定に係る所要の措置

前記2 (2)のとおり、共同命令により、共同命令に規定する区域において、標識標示令に規定する規制標識「専用通行帯」(327の4) 及び規制標示「専用通行帯」(109の6) 並びに規制標識「普通自転車専用通行帯」(327の4の2) の表示する意味が読み替えられ、軽車両と同様に特定原動機付自転車も当該区域における専用通行帯及び普通自転車専用通行帯を通行できることとなる。

この点、当該区域における専用通行帯(特定の車両が普通自転車である場合に限る。以下同じ。) 及び普通自転車専用通行帯を表示する規制標識及び規制標示の意味が、都道府県公安委員会が行った従前の意思決定の内容と異なることとなるため、共同命令により読み替えられた専用通行帯及び普通自転車専用通行帯として意思決定の変更を行うこと。

(2) 対応上の留意事項

今般の共同命令を踏まえ、他の道路の利用者の安全を確保する観点から、新事業活動計画の認定を受けた者に対し、特定原動機付自転車が新事業活動を実施する区域における専用通行帯又は普通自転車専用通行帯を通行する旨を表示した看板を電柱、街路樹等に立てかけるなどの周知のための措置を講じるよう依頼するとともに、当該措置の実施に当たり必要と認められる事項を助言されたい。

○内閣府令第三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十一条の規定に基づき、国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

令和二年九月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車（国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。以下単に「原動機付自転車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第三項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）に記載された当該新事業活動を実施する区域における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）の規定の適用については、同令別表第一規制標識の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車（国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和二年内閣府令第三号）に規定する原動機付自転車であつて、同令に規定する新事業活動計画に従つて実施される同令に規定する新事業活動において貸し渡され、同令に規定する区域内の道路を通行しているものをいう。以下同じ。）を除き」とし、同部分普通自転車専用通行帯の項中「軽車両」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車」とし、同令別表第五規制標示の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車を除き」とする。

一 貸し渡される原動機付自転車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。

二 貸し渡される原動機付自転車に係る交通事故があつた場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会告示第四十三号

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和二年国内閣府令第三号）の規定に基づき、同令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を次のように定める。

令和二年九月三十日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
 - イ 長さ 百四十七センチメートル
 - ロ 幅 八十七センチメートル
 - ハ 高さ 百四十七センチメートル
- 二 車体の重量は、四十キログラムを超えないこと。
- 三 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 原動機として、電動機を用いること。
 - ロ 二十キログラム毎時以上の速度を出すことができないこと。
 - ハ 運転者席は、立席であること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車に該当するいわゆる「電動キックボード」（以下単に「原動機付自転車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する新事業活動に係る法第9条第1項に規定する新事業活動計画として同項の認定（法第10条第1項の認定を含む。）を受けたものに記載された当該新事業活動を実施する区域においては、当該計画に従って貸し渡されている原動機付自転車が、普通自転車専用通行帯を通行することが可能となるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の適用に関する新たな規制の特例措置を講ずることとします。

なお、当該新たな規制の特例措置は、当該新事業活動計画が次の(1)及び(2)に該当し、当該原動機付自転車が次の一定の基準に該当する場合に限り適用することとします。

- (1) 貸し渡される原動機付自転車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- (2) 貸し渡される原動機付自転車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の重量は、40キログラムを超えないこと。

ウ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 20キロメートル毎時以上の速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し

令和2年9月下旬頃

3. その他

新たな規制の特例措置の整備に係る内閣府令の制定に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募手続を行う必要があり、当該意見公募手続の結果等によっては、新たな規制の特例措置の内容及び整備時期について変更があり得ます。